

平成 30 年度
科目等履修生募集要項

目白大学大学院・目白大学・目白大学短期大学部

本学では、特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育、研究に支障のない限り、選考の上、「科目等履修生」を受け入れています。科目等履修生として履修し取得した単位は、本学の正規の単位として認定されます。

1. 出願資格

(1) 大学院

- ① 大学を卒業した方、又は卒業見込みの方
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された方
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した方
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した方
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した方
- ⑥ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を充たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した方
- ⑦ 文部科学大臣が指定した方
- ⑧ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した方であって、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた方
- ⑨ 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた方で、22歳に達した方

但し出願資格が③～⑤の場合は、事前に出願資格審査を行いますので、春学期は平成30年2月23日(金)、秋学期は平成30年8月24日(金)までに出願書類をご用意のうえご相談ください。

※①～⑤のほかに、看護学研究科は日本の保健師、助産師、看護師のいずれかの資格を有する方、また、リハビリテーション学研究科は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有する方。

(2) 大学・短期大学部

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した方
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した方、又は卒業見込みの方（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した方を含む）
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した方、又はこれに準ずる方で文部科学大臣の指定した方
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した方、又は卒業見込みの方
- ⑤ 専修学校の高等課程（終業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した方、又は卒

業見込みの方

⑥文部科学大臣の指定した方

⑦高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した方（旧規程による大学入学資格検定に合格した方を含む）

⑧学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた方

⑨本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した方と同等以上の学力があると認めた方で、18歳に達した方

但し出願資格が③の場合は、事前に出願資格審査を行いますので、春学期は平成30年2月23日（金）、秋学期は平成30年8月24日（金）までに書類をご用意のうえご相談ください。

(3) 教職履修生

本学の卒業生並びに本学大学院在学者及び修了生に限る。

事前に出願資格審査を行いますので、春学期は平成30年2月23日（金）、秋学期は平成30年8月24日（金）までにご相談ください。

(4) 外国人の方の出願

大学院・大学・短期大学部いずれも前述の資格条件を満たした上で、原則として当該修学学期末までの在留資格（ビザ）を既に有していること。

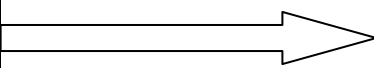
ただし、本学の科目等履修生として入学を許可することにより、在留資格「留学」や「就学」を取得すること、切替をすることはできません。

《在留外国人の方へ》 ※在留外国人の方は必ず確認してください

最終学歴の各種証明書について

以下の図で必要な書類を確認してください。

最終学歴の各種証明書は、原則として日本語または英語で表記された原本に限ります。

	証明書の言語	必要な手続き	出願書類
①	【1】日本語または英語で表記されている		【2】日本語または英語で表記された証明書の原本
②	【1】日本語または英語以外の言語で表記されている	【2】日本語または英語の翻訳文を作成し、原本から正しく翻訳されたものであることを、大使館や自国公証処等が発行した、その翻訳が正しいことを証明する「公証書」を用意する。	【3】次の①と②の両方を提出 ①日本語または英語以外で作成された証明書の原本 ②左記の手続きで用意した「公証書」

【証明書の原本を提出できない方へ】

出身学校から証明書が一部しか発行されないなど、特別な事情がある場合に限りです。発行が出願期間に間に合わないなど、受験者の責任による事情は一切認めません。

	証明書の言語	必要な手続き	出願書類
①	【1】日本語または英語で表記されている	【2】証明書または証明書の原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、卒業（見込）大学・修了（見込）大学院または大使館や自国公証処等公的機関が認証する certified true copy を用意する。	【3】日本語または英語で表記された証明書の certified true copy
②	【1】日本語または英語以外の言語で表記されている	【2】証明書または証明書の原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、卒業（見込）大学・修了（見込）大学院または大使館や自公証処等公的機関が認証する certified true copy を用意する。 日本語または英語の翻訳文を作成し、原本から正しく翻訳されたものであることを、大使館や自国公証処等が発行した、その翻訳が正しいことを証明する「公証書」を用意する。	【3】次の①と②の両方を提出 ①日本語または英語以外で作成された証明書の certified true copy ②左記の手続きで用意した「公証書」

※ 中国の学校を卒業された方へ

平成24年8月1日より、中華人民共和国駐日本国大使館および総領事館では、中国国内で発行された卒業証書および成績表等の関係文書のコピーと原文一致、翻訳文と原文一致の公証発行業務等を停止しています。

海外からの証明の遅延があっても出願期間の延長は一切いたしませんので、公証書を必要とされる受験者の方へはご注意ください。

中国国内で発行された卒業証書等の公証・認証手続きは、中国国内の教育部学歴認証センター（北京市）または各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）において、行われることとなります。また、日本国内では、中国学歴・学籍認証センター日本代理機構が公証・認証手続きを行っています。

なお、具体的な手続き方法については、以下のお問い合わせ先を参考にさせていただくとともに、詳細な質問については、中華人民共和国大使館教育処にご確認ください。

【お問い合わせ先】

■公証・認証手続きの申請

中国学歴・学籍認証センター日本代理機構

（株）メリットファイブ内

TEL : 03-6909-2235

URL : <http://www.chsi.jp>

中国高等教育学生信息网

URL : <http://www.chsi.com.cn/>（中国語）

中華人民共和国大使館教育処

TEL : 03-3463-0305

2. 募集する研究科・学部及び教職課程

(1) 大学院

国際交流研究科、心理学研究科、経営学研究科、生涯福祉研究科
言語文化研究科(英語・英語教育専攻 / 日本語・日本語教育専攻/中国・韓国言語文化専攻)
看護学研究科、リハビリテーション学研究科

(2) 大学

人間学部、社会学部、経営学部、外国語学部

(3) 短期大学部

生活科学科、ビジネス社会学科

(4) 教職課程

- ① 中学一種・高校一種 (国語)
- ② 中学一種 (社会)
- ③ 中学一種・高校一種 (英語)
- ④ 中学一種・高校一種 (中国語)
- ⑤ 中学一種・高校一種 (韓国・朝鮮語)
- ⑥ 高校一種 (地歴)
- ⑦ 高校一種 (公民)
- ⑧ 小学校一種
- ⑨ 中学専修免許・高校専修免許 (英語・国語)

※「看護学研究科」及び「リハビリテーション学研究科」では、次の科目は開放いたしませんので、履修することはできません。

履修できない科目 : 「3分野の特論・演習・特別研究」

3. 出願手続

(1) 出願書類

○ 必要 △ 対象者は必要 — 必要なし

大学院

出願書類		一般	本学卒業生
①	入学願書（本学指定用紙）	○	○
②	履歴書（本学指定用紙）	○	○
③	最終出身学校の卒業証明書、又は卒業見込証明書	○	—
④	資格免許証の写し（看護学研究科・リハビリテーション学研究科の科目等履修希望者のみ）	○	△
⑤	健康診断書（3か月内に受診し胸部レントゲン必須。病院オリジナルの様式でも可）	○	○
⑥	麻疹証明書（はしかに関する予防接種証明書、母子手帳のコピー、抗体検査結果等）	○	○
⑦	在留カードの表裏両面コピー（外国人の方のみ）	△	△

※春学期に引続き秋学期の履修を希望する場合は、①のみ提出(外国人の方は①と⑦)。

大 学 ・短期大学部

出願書類		一般	本学卒業生
①	入学願書（本学指定用紙）	○	○
②	履歴書（本学指定用紙）	○	○
③	最終出身学校の卒業証明書、又は卒業見込証明書	○	—
④	最終出身学校の成績証明書	○	—
⑤	健康診断書（3か月内に受診し胸部レントゲン必須。病院オリジナルの様式でも可）	○	○
⑥	麻疹証明書（はしかに関する予防接種証明書、母子手帳のコピー、抗体検査結果等）	○	○
⑦	在留カードの表裏両面コピー（外国人の方のみ）	△	△

※春学期に引続き秋学期の履修を希望する場合は、①のみ提出(外国人の方は①と⑦)。

教職履修生

出願書類		本学 大学院生	本学卒業生
①	入学願書（本学指定用紙）	○	○
②	履歴書（本学指定用紙）	○	○
③	最終出身学校の卒業証明書	○	—
④	最終出身学校の成績証明書	○	—
⑤	健康診断書（3 か月内に受診し胸部レントゲン必須。病院オリジナルの様式でも可）	○	○
⑥	麻疹証明書（はしかに関する予防接種証明書、母子手帳のコピー、抗体検査結果等）	○	○
⑦	教育職員免許法上の単位修得証明書（学力に関する証明書）	○	—
⑧	在留カードの表裏両面コピー（外国人の方のみ）	△	△

（2）出願期間

春学期・・・平成 30 年 2 月 21 日（水）～ 平成 30 年 3 月 2 日（金）

秋学期・・・平成 30 年 8 月 22 日（水）～ 平成 30 年 8 月 31 日（金）

※目白大学大学院入学予定者・・・平成 30 年 2 月 21 日（水）～平成 30 年 3 月 7 日（水）

（3）検定料

10,000円

※春学期から秋学期に引き続き履修を希望する場合は不要です。

（4）出願方法

次のいずれかの方法で、出願書類と検定料を出願期間内に提出してください。

a. 郵送の場合

検定料（現金）と出願書類を、それぞれ書留扱いで郵送してください。

（出願締切日当日の消印有効）

b. 窓口受付

検定料は資格支援課横の券売機で証紙を購入し、指定の検定料払い込み用紙に貼付のうえ、出願書類一式を資格支援課に提出してください。

※外国籍の方は窓口で受付します。

4. 選考方法

面接（外国語学部を志望する場合は、科目により語学面接があります。）・出願書類等を総合的に審査し選考を行います。面接日時等詳細は、出願後に連絡します。春学期に引続き、秋学期の履修を希望する場合は、原則面接を行いません。

春学期面接予定日：平成30年3月6日（火）

秋学期面接予定日：平成30年9月4日（火）

5. 選考結果

面接後1週間以内に本人宛に文書で通知します。

6. 入学手続

入学（履修）を許可された場合は、次の「7. 登録料・授業料等」合計金額を本学指定の銀行口座に振り込んでください。または、本学財務部窓口へ直接納入してください（窓口受付時間9:00～16:30）。

納入方法等は、選考結果通知とともにお知らせします。

なお、期間内に手続きを完了しない場合は、履修許可は取消されます。

また、いったん提出した書類・納入金は一切返還しません。

なお、手続き期間は本人宛に文書で通知します。（選考結果通知から概ね1週間程度）

7. 登録料・授業料等

(1) 大学院・大学・短期大学部

1	登録料	20,000円(各学期ごとに徴収します) ※本学大学院、大学、短期大学部の卒業生・修了生は不要です。	
2	授業料	大学院	20,000円 × 合計単位数
		大学(人間学部、社会学部、経営学部、外国語学部)・短期大学部	15,000円 × 合計単位数

(2) 教職履修生

1	教職履修生に関する料金 (教育実習Ⅱ及びⅢを除く)	700,000円 ※本学大学院生の場合には、350,000円
2	教育実習Ⅱ(介護等体験を含む)	25,000円
3	教育実習Ⅲ(教育実習)	30,000円
4	66条の6関係科目 (日本国憲法、体育、外国語、情報処理)	1単位につき一律15,000円

●その他、例外出願者の場合は、関係者協議の上で決定します。

●授業料の納入に関しては、総額一括での納入を原則とします。

8. 授業科目の受講

- (1) 入学手続き完了後に、「目白大学科目等履修生証」を交付します。常に「科目等履修生証」を携帯してください。
- (2) 授業の履修方法は、一般学生と同様です。
※履修登録は、原則として資格支援課が行います。
- (3) 授業内容については、本学HPに掲載の「2017年度（平成29年度）シラバス」をご参考にしてください。（<http://www.mejiro.ac.jp/syllabus/index.php>）
なお、「2018年度（平成30年度）シラバス」は平成30年3月下旬発表の予定です。

9. その他

- (1) 施設（図書館・食堂・PC室）等は、一般学生と同様に利用できます。
- (2) 麻疹（はしか）の予防接種は、各自で受診してください。
- (3) 公認クラブ、サークルには加入できません。
- (4) 教職履修生は、「学生教育研究災害傷害保険、学研災付帯賠償責任保険（自己負担）」に加入します。教職履修生以外の科目等履修生は、希望によりこの保険（自己負担）に加入できます。保険の詳細は資格支援課にお尋ねください。
- (5) 教職履修生の教育委員会への免許申請は、原則として個人申請とします。そのため納入金には、免許申請のため教育委員会に支払う手数料は含んでいません。
- (6) 教職履修生は、在籍年度毎に、各自で健康診断を受診してください。
- (7) 教職履修生の履修期間は、2年を限度とし、ただし学長が特に認めた場合、1年を限度として延長を認める場合があります。
- (8) 科目等履修生は、休学をすることができません。
- (9) 科目等履修生が登録できる履修単位数は、1学期間に大学院6単位、大学12単位、短大12単位を超えることができません。
- (10) 前項にかかわらず、教職履修生は1学期に24単位まで履修登録できます。
- (11) 定期券の通学証明書・学割証は発行されません。
- (12) 成績通知書は、各自でPCより印刷することが出来ます。成績証明書は、証明書自動発行機により発行します（有料）。
- (13) 学力に関する証明書は、発行に時間を要しますので余裕をもって申請してください。

10. お問い合わせ及び書類提出先

目白大学 大学事務局 教務部 資格支援課

（受付時間：土曜・日曜・祝祭日を除く 9：00～16：00）

〒161-8539 東京都新宿区中落合4-31-1

TEL：03-5996-3159 FAX：03-5996-3050

E-mail：sikaku@mejiro.ac.jp

【個人情報保護について】

個人情報につきましては『学校法人目白学園個人情報保護方針』（<http://www.mejiro.ac.jp/hogo/>）を定め、適正な管理と保護に努めております。

目白大学（新宿キャンパス）案内図



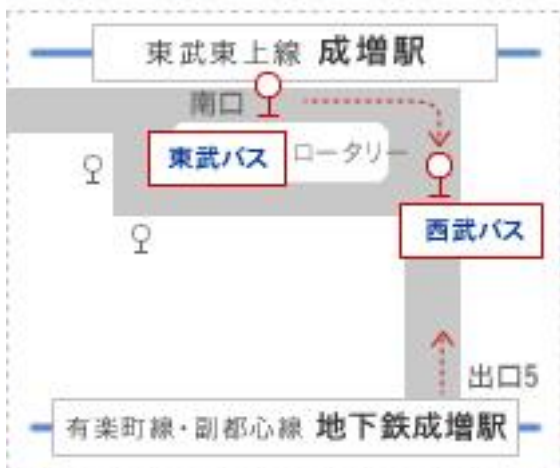
■最寄り駅から新宿キャンパスまでのアクセス時間

- 西武新宿線・都営地下鉄大江戸線「中井」駅より徒歩8分
- 都営地下鉄大江戸線「落合南長崎」駅より徒歩10分
- 東京メトロ東西線「落合」駅より徒歩12分

目白大学（国立埼玉病院キャンパス）案内図



成増駅・地下鉄成増駅 バス乗り場



大泉学園駅 バス乗り場



西武バス「大泉学園駅北口」行
 東部バス「埼玉病院」行・「南大和」行

西武バス「成増駅南口」行

平成 30 年度科目等履修生 教育実習受講のための条件

(1) 基本条件

- ①科目等履修生は教員免許状取得にあたり、本学のカリキュラムに則り必要科目を履修すること。
- ②教育実習は「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」を必ず履修すること。また、次の順で履修すること。
(履修の順序) 「教育実習Ⅰ」→「教育実習Ⅱ」→「教育実習Ⅲ」
- ③原則として、いかなる理由があっても、②の教育実習科目を途中辞退することはできない。また、教育実習において、本学並びに実習先に多大な迷惑や損害等を与えたと判断した場合には、教職科目の履修を認めないことがある。
- ④韓国語と中国語の免許状希望者は、原則国語の免許状も取得すること。
(韓国語や中国語で教育実習することは、特殊な例外を除いて極めて困難であるため)
- ⑤教員免許状の申請は「個人申請」とする。

(2) 教育実習Ⅲの受講に係る条件

次の条件を科目等履修生の申込時までに満たしていること。

教科名等	免許ごとの条件
英語科	(1)本学英米語学科卒業生および本学大学院言語文化研究科英語・英語教育専攻の学生は、申込時に、TOEIC 公式テスト 470 点以上の Official Score Certificate (公式認定証) (申込時 2 年以内) を提出すること。 (2)上記以外の者は、英検準 1 級の合格証を申込時に提出すること。
国語科	日本語検定 3 級以上を取得すること。
韓国語	「韓国語能力試験 (TOPIK) 5 級以上、又は、それに準ずる能力 (例: ハングル検定 2 級以上) を有すること。」
中国語	
社会科	歴史検定の準 3 級以上 (日本史・世界史を問わない) を取得していること。
小学校	漢字検定 2 級以上を取得していることが望ましい。 英検準 2 級以上を取得していることが望ましい。

※原則として、在学生に準ずる。

(3) 履修に係る条件

①共通条件

原則として、教科教育法、特別活動、小中にあっては道徳教育を 1 年目に履修する。

②免許ごとの条件

教科名等	免許ごとの条件
英語科	「英語科教育法 1」「英語科教育法 2」「英語科教育法 3」「英語科教育法 4」を必ず履修、単位修得すること。
国語科	
韓国語	
中国語	
社会科	
小学校	

(4)教育実習にあたっての生活指導面

教育実習中及び平素から心掛ける。

① 望ましい身だしなみ

- ・ 頭 髪：清潔で自然な色であること。(生来の茶髪は許容の範囲とする。)
- ・ メイク：ナチュラルなメイクであること。
- ・ 服 装：清潔で社会人として相応しいもの。
(原則としてスーツ着用。男性は白のワイシャツにネクタイ、女性は白の無地のブラウス等を着用する。)
- ・ バッグ：有名ブランドものは避ける。ビジネス用のバッグを使用する。
- ・ 爪 ：短く切っておくこと。付け爪、ネイルアートは不可。
- ・ 指 輪：指輪は着用しない。ピアス、ネックレス等のアクセサリ不可。
- ・ 靴 (通勤)：社会人としてふさわしいもの。女性は中ヒールのパンプス。
- ・ 靴 (上履き)：運動靴 (白を基調としたもの)
- ・ サングラス・カラーコンタクト：着用しない。(身体的理由がある場合を除く。)
- ・ 喫 煙：小・中・高等学校内は全面禁煙
- ・ その他：香水、オーデコロン等、においの強いものは使用しないこと。

② 教育実習中ならびに日常の授業態度として望ましくないこと

- ・ 無断欠席、正当な理由の無い遅刻
- ・ 授業中の携帯使用 (電話番号・メールアドレスを生徒に教えない。)
- ・ トイレ・体調不良以外の入退室、その他著しく授業の進行を乱す行為
- ・ 着帽・必要以外の飲食
- ・ 授業観察中にみだりに生徒に話しかけること。
- ・ 児童・生徒との個人情報の交換 (電話番号、メールアドレス、ライン等)